

さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
(許可の基準等) 第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の場合にあっては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。 (1) [略] (2) 前条第1項の許可に係る申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。 ア [略] イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ～ス [略] (3) [略] 2・3 [略] (罰則) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) [略] 第28条 第9条第3項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条第1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	(許可の基準等) 第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の場合にあっては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。 (1) [略] (2) 前条第1項の許可に係る申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。 ア [略] イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ～ス [略] (3) [略] 2・3 [略] (罰則) 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) [略] 第28条 第9条第3項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条第1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。